

# 幼児置き去り防止装置

自動車や後付け装置に関する安全基準適合審査の事例			
	試験実施環境	試験方法の規定	適合可否の審査方法
幼児置き去り防止装置	各メーカーの任意	なし(※推奨条件のみ記載)	申請書類のみでの審査(必要に応じて追加対応あり)
自動車型式認証	自動車技術総合機構 自動車認証機関部立 ち合いの審査、または はメーカーの社内試 験など	自動車技術総合機構 審査規格に基づく試験	申請書類と試験に による審査
後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置	JATTA試験施設、ま たはJATTAが承認し た施設。それ以外の場 合は認証機関のJATA 立ち入りが必要	自動車事故対策機構 の「ペダル踏み間違 い急発進抑制装置能 力評価方法」による 試験	申請書類と試験によ る審査、および有識 者などによる意見聽 取

JATAは「日本自動車輸送技術協会」(国土交通省の所管法人)

# 基準が不明瞭 政府側の問題

烟村 洋太郎氏

送迎バスへの幼児置き去り防止装置の設置が、4月に義務化された。部品や用品のメーカーなどでは、年初から商品を次々に投入。政府のガイドラインをクリアしたと認定された70以上の製品は、内閣府（現在はこども家庭庁）のホームページ（HP）で確認できる。しかし、HPへの掲載が始まつた1~2月頃、業界内で「認定品でガイドラインを満たさない部品を使った商品があるのでは」と話題になるようになった。一体、どうしたことだったのか。

国土交通省は2022年12月、「送迎バスの置き去り」（マイナス30度～55度の防止を支援する安全装置）が「HPTへの捕獲が始まった」といふ件で、業界内で「想定した温度条件だ。例えば、イドラインを満たさない部品を使った商品があるのではあるまい」となった。一体、どういふことだったのか。

温度範囲は「マイナス10度、に基づき、自社で稼働テストを実施。無事に動作が確認でき同50度」。この部品は大手メーカー製の汎用品で、性能は同社のHPでも公表している。A社のHPに掲載されている製品写真の中、この部品が確認できる。「見てわかるようにガイドラインを満たしていない部品があつたため、疑問に思つた関係者が多かったのだ。日刊自動車新聞が政府側に取材すると、「そういう部品があつても、商品全体としてバランステストをして問題がなければそれでいい」ということだ。A社もこうした見解だった。A社もこうした見解

る。府が定めたルールに違反していないことが分かる。各製品がガイドラインをクリアしているかどうかは、内閣府(当時)の委託を受けた国土交通省の所管法人であるJATTA(内閣政務会長)が行なっている。ただ、担当者は数人で、原則、文書による審査だ。JATTA自身でテストはしないという。さらに、メー

## 政府「メークーを信用」

り、難しく深い問題だ。こういふの上で、あえていくつずつ最善の答へすればいい。か話をすると、ルールを決めておきたい。その上で、あえていくつずつ最善の答へすればいい。どういふの上で、あえていくつずつ最善の答へすればいい。か話をすると、ルールを決めておきたい。

ドライバーの基準をクリアする  
のが条件だということを文書  
に盛り込むなど明確にするべ  
きだった。 あと、今回は、効率置  
きを造ったある会社が採用した  
一部の部品について、その部  
品メーカーの公表データでみ  
ると、ガイドドライバーの基準を  
下回っていた。「それでも当  
て、ガイドドライバークリアが  
とすれば明確だった。

かたちで「まちの希望」  
としてみて問題がな  
ればそれでよい」という  
旨の判断を政府はした。

卷之三

カ一側がどのよくなテストをするのに、ルールはない。ガイドラインには「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」別添の「路難発生防止装置の技術基準」を参考にするよう書いているが、必須条件ではないといふ。

政府の担当者は「昨年秋、幼稚園の死亡事故があり、夏までにバスに装飾を取りはずす必要があった。国です。」と述べた。この使用シーンを想定して

## 検査結果④

ト運搬一定距離の範囲に於ける

政府の担当者は「昨年秋、幼稚園の死亡事故があり、夏までにバスに装飾を取りはずす必要があった。国です。」と述べた。この使用シーンを想定して

製造元のデータはガイドラインを満たさない部品を使っている。社員にいたずらき取りの防止装置は、A社によれば「外に飛ばさない」とあるが、これがどうもおかしい。こども家庭庁の安全対策課にて問い合わせたところ、「質問への直接的な答えではなく、『政令』の趣旨的回答があつた」という。現状は分からぬが、おまけに、府認定の製品には問題はないらしい。現状は分からぬが、おまけに、

後藤弘毅 小山田研慈

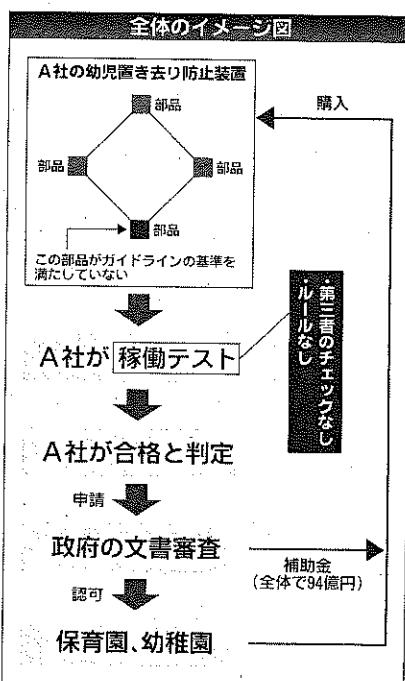
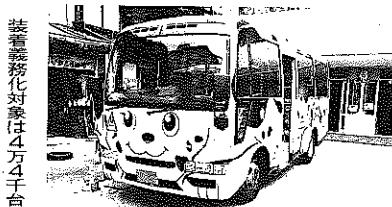
後藤弘毅 小山田研慈

令和5年7月5日(水)

日刊自動車新聞 4面 2 / 2

# 検査は大丈夫？

一部にガイドライン満たさぬ部品



商品テスト「問題なし」だが

は安全性能を担保するため、国際標準化機構（ISO）の規格に沿った試験を行つて、た。ただ、今回は規模も業種もさうあれば、「万が一の責任を負はざまにまだ分野の事業者の新規参入が目立つ。こうした中で、メーカーによって常識的な安全性への認識に差が生じ、品質に影響する恐れがある。特に、効率置き去り防止装置は子どもの命に関わるもの。故障や不具合の可能性はつた。（後藤弘毅）

## 「条件明記」の必要

**記者の日**

最小限にしなければならぬ  
悲惨な事故を防ぐため、  
義務化を急ぐ政府の姿勢は、  
評価できるが、時間がなくて  
要は本筋のそとどをひらいて、  
手間のかかるところをつぶす。